平成２１年（フ）第１１９５号
広島市中区光南１丁目11番９号
債務者　大原　　守
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４８１号
愛媛県松山市新浜町甲1112番地２　２棟44号
債務者　小牧　友紀
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２３０号
福岡県久留米市大橋町常持42番地４、住民票上の住所福岡県久留米市東町368番地
債務者　田中　光一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２３９号
福岡県小郡市小板井244番地４
債務者　草場　典子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１９７号
宮崎県延岡市天下町612番地
債務者　柳田理津子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２００号
宮崎県延岡市北方町南久保山卯975番地２
債務者　樋口　美雪
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２０３号
宮崎県日向市東郷町山陰丙382番地５
債務者　畝原　康浩
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２０４号
宮崎県日向市永江町３丁目３番地
債務者　黒木　朱美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２０９号
宮崎県延岡市沖田町2629―３　ガーデンヒルズ沖田Ｄ102号、住民票上の住所宮崎県延岡市行縢町662番地５
債務者　工藤みゆき
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２１０号
宮崎県延岡市大貫町５丁目2067番地３
債務者　山内　正文
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３４号
鹿児島県南さつま市加世田唐仁原5848番地
債務者　山下　晴光
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４５号
北海道沙流郡日高町字厚賀町87番地の３
債務者　小國　哲明
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
北海道沙流郡日高町字厚賀町87番地の３
債務者　小國そのみ
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
北海道小樽市緑１丁目８番12号
債務者　鍋島　政高
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１１３号
北海道小樽市緑１丁目８番12号
債務者　鍋島　晴美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１２０号
北海道小樽市新光３丁目11番702号　リーセント新光壱番館、前住所北海道小樽市新光５丁目29番12号　Ｈｉｇｈｔｓ新光５
債務者　大森　成治
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１２５号
北海道余市郡余市町大川町３丁目135番地
債務者　青柳　信之
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部